

令和 6 年度認定看護師資格取得・特定行為研修受講等支援事業案内

【認定看護師資格取得・特定行為研修受講支援事業】について

1. 目的

県の重点項目である高齢者に係る医療、在宅医療の充実強化のために、専門的な能力を持つ人材を確保、育成することを目的とする。

2. 事業内容

在宅・高齢者医療等にかかる分野及び特に不足している分野の質の高い看護師を医療機関等に配置するため、認定看護師等の資格取得を支援する。

3. 対象領域 (※ 対象の認定分野をよくご確認ください。)

① 認定看護師 A 課程教育機関

救急看護、皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、訪問看護、感染管理、糖尿病看護、透析看護、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護

② 認定看護師 B 課程教育機関

感染管理、がん薬物療法看護、緩和ケア、クリティカルケア、呼吸器疾患看護、在宅ケア、心不全看護、腎不全看護、摂食嚥下障害看護、糖尿病看護、認知症看護、脳卒中看護、皮膚排泄ケア看護

③ 特定行為区分

すべての区分（領域別パッケージ研修を含む）

4. 申請条件：

- ①教育機関に入学した看護師で資格取得後、引き続き県内医療機関に従事し、県内医療機関等を対象に、知識、技術の普及活動（活用事業における講師等）に貢献できる者
- ②受講期間が 2 年度にわたる研修については、修了する日の属する年度に対象とする。
- ③他の支援を受けてない者（教育訓練給付金等）
- ④初めてこの支援事業からの支給を受ける者

5. 定員：50 名程度

6. 支給額：1 人上限 20 万円（予算の範囲内において交付する。）

7. 応募期間：令和 6 年 8 月末日必着

8. 申請方法

- 1) 提出書類：① 交付金申請書（様式 1）
② 履歴書（様式 2）
③ 入学許可書の写し
④ 研修の開講日、閉講日がわかるプログラム等の写し
（開講日と修了日にマーカー等でわかるように囲んでください）
- 2) 提出先：〒331-0078 さいたま市西区西大宮 3-3
埼玉県看護協会研修センター 認定看護師資格取得支援担当者宛
★レターパックを使用して送付してください。

9. 対象者の決定：

対象者は、埼玉県の担当者、当協会担当者による審査により決定いたします。支援対象決定者へは、11 月末までに、所属施設を通して連絡いたします。なお申請書類は返却いたしません。

10. 研修終了後の書類提出

研修が終了したら直ちに「修了証の写し」を埼玉県看護協会に提出してください。

- ★ 令和 7 年 3 月末までに修了証を提出できない場合には、当協会担当者まで連絡してください。